

福岡医発第1771号(保)

平成16年 1月 5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原

医師の配置標準の端数の取扱いについて

標記の件につきまして、平成15年12月22日付で厚生労働省保険局医療課から事務連絡が地方社会保険事務局等に発出された旨別紙のとおり日本医師会より通知がありました。その内容は、医療法施行規則等の一部改正に伴い省令改正が行われ、医政局長から「医師配置標準の端数の取扱いの見直し等の一部改正について(H15.9.5医政発第0905010号)」(H15.9.26福岡医発第1210号(地))が発出されたことを受けたものであります。今回の見直しの対象は医師の配置標準のみであり、その他の職種については、従来どおりの取扱いとなります。

平成15年10月以降の医療法における標準数等について、現員数の確認のために保険医療機関に医師、看護要員の員数について、福岡社会保険事務局より照会の連絡がある場合もありますので、会員医療機関よりお問い合わせ等ありましたらご協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、医師配置標準の端数の取扱いの見直し等について(H15.9.5医政発第0905010号)」(H15.9.26福岡医発第1210号(地))の「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」の1頁に下記のとおり誤りがあった旨連絡がありましたので、併せてお知らせいたします。

記

要綱の1頁備考欄

誤 (*a) ……大学附属病院等は35/1



正 (*a) ……大学附属病院等は30/1

事務連絡(保144) F

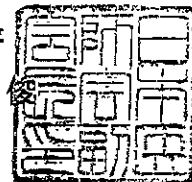
平成15年12月26日

都道府県医師会

保険担当理事殿

日本医師会副会長

青 柳



医師の配置標準の端数の取扱いについて

標記について本年12月22日付で厚生労働省保険局医療課から事務連絡が地方社会保険事務局等に発出されましたのでご連絡申し上げます。その内容は医療法施行規則等の一部改正に伴い省令改正が行われ、医政局長から「医師配置標準の端数の取扱いの見直し等について(平15.9.5医政発第0905010)」〔平15.9.19日医発第483号(地1142)〕が発出されたことを受けたものであります。今回の見直しの対象は医師の配置標準のみであり、その他の職種については従来どおりの取扱いとなります。

平成15年10月以降の医療法における標準数等について、現員数の確認のために保険医療機関に医師、看護要員の員数について、地方社会保険事務局より照会の連絡がある場合もありますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、医師配置標準の端数の取扱いの見直し等について(平15.9.5医政発第0905010)〔平15.9.19日医発第483号(地1142)〕の「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」の1頁に誤りがありましたので、併せてご連絡いたします。

要綱の1頁備考欄

誤 (*a)・・・大学附属病院等は35/1

↓

正 (*a)・・・大学附属病院等は30/1

(添付資料)

1. 医師の配置標準の端数の取扱い等について

〔平15.12.22厚生労働省保険局医療課事務連絡〕





事務連絡
平成15年12月22日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
各 国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

医師の配置標準の端数の取扱い等について

先般、厚生労働省医政局より「医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行等について（医師配置標準の端数の取扱いの見直し等について）」（平成15年9月5日医政発第0905010号）等（別添）が発出されましたので御参考までに送付いたします。また、下記の点について調整を行っていたため、送付が遅れましたこととお詫び申し上げます。

なお、今回の見直しの対象は、医師の配置標準のみであり、その他の職種については、従来どおりの取扱いとなりますので、念のため申し添えます。

記

1. 平成15年10月以降の医療法における標準数等について

（1）医療監視により標準数が見直されている場合

①医療法における標準数

都道府県に確認すること。

②現員数

保険医療機関に医師、看護要員の現員数を確認すること。

（2）医療監視により標準数が見直されていない場合

①医療法における標準数

保険医療機関より聴取した平均入院患者数等により、地方社会保険事務局等で医療法における標準数を計算すること。

②現員数

保険医療機関に医師、看護要員の現員数を確認すること。

2. 一部訂正について（医政局総務課より連絡あり）

（医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の2ページ）

誤：（*a）・・・大学附属病院等は35／1

正：（*a）・・・大学附属病院等は30／1